

一部負担金等還付請求書について(説明)

この請求書は、令和6年能登半島地震にかかるとる災害により加入者または被扶養者の住宅、家財、又はその他の財産について著しい損害を受けたこと等により、その生活が困難となった場合において、保険医療機関又は保険薬局に支払う一部負担金等について免除を受けることができる加入者及び被扶養者が、免除期間の間にやむを得ない事情等により免除を受けられず一部負担金等を負担した場合に一部負担金等の還付請求を行うための用紙です。

◎申請手続きについて

「一部負担金等還付請求書」に所定の事項を記入し、「一部負担金等免除証明書」(写し)及び保険医療機関等が発行した領収書を添付して、学校法人等を経由して請求してください。

なお、任意継続加入者の方は、直接私学事業団に請求してください。

私学事業団では請求書の内容を審査のうへ「一部負担金等」を還付します。

既に高額療養費等の支給を受けている場合においては、当該支給された額を控除した額が還付されます。

注意事項

任意継続加入者の方は、学校法人等の証明は必要ありませんので、直接私学事業団へ申請してください。